

絆

K I Z U N A

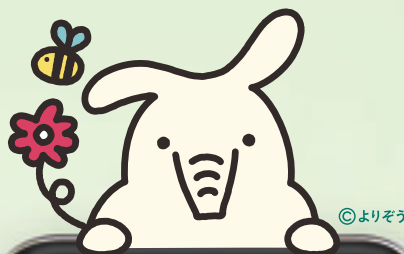
2020 MAY

JAグループ青森 月刊広報誌 [881号]





5



もっと身近に。JAバンクアプリ誕生。



アプリの4つの特徴

| 1 | カンタン登録! | 2 | 口座残高をチェック! | 3 | 明細の照会がらくらく | 4 | ネットバンクへ手軽にアクセス |
|---|---------------------------------------|---|------------------------|--|--------------------------|---|--|
|  | キャッシュカードがあればすぐに利用開始可能。郵送や店舗への来店は必要なし! |  | 口座残高を好きな時にアプリでチェックできる! |  | アプリをひらけば入出金の明細がすぐに確認できる! |  | アプリのサービス画面から、ネットバンクにアクセス! * 別途、JAネットバンクの契約が必要です。 |

 JAバンク

利用方法など、くわしくはJAバンクホームページへ
<https://www.jabank.org/app/>



新型コロナウイルスの感染拡大を乗り切ろう!!

～新型コロナウイルス感染拡大に対するJAバンク青森の取り組み～

新型コロナウイルスが猛威を振るい、幅広い分野で事業者の収益悪化が広まる中、JAバンク青森では、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、農畜産物の減収被害等に遭われた農業者の皆さんを支援するために、3月16日から新たに緊急災害資金の取扱いを開始いたしました。

この資金は、借入者の負担をできるだけ軽減するために、JAグループ青森が最大1.0%の利子助成を行うことに加え、農林中央金庫が最大0.5%の保証料助成を行っております。すでに借入している資金に関する条件変更の相談も受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

また、密閉・密集・密接の3密回避が求められる中、JA窓口では、ご来店いただくお客様の健康・安全を最優先に、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組んでおりますが、本取り組みの一環として、個人のお客様が窓口にご来店いただくことなく、取引内容の確認や、お振込、各種手続きが行える3つのサービスをご案内しております。それぞれのサービス内容をご確認のうえ、是非ご利用ください。

◆JAバンクアプリ

スマートフォンとキャッシュカードをお持ちのお客様であれば、すぐにご利用いただける残高照会サービスです。通帳記帳のために、ATMや窓口にお越しいただくことなく、お取引内容をご確認いただけます。

◆JAネットバンク（インターネットバンキング）

振込、税金・各種料金のお支払いなどをインターネットで行えるサービスです。キャッシュカードをお持ちであれば、オンラインでお申込みいただけます。

◆JAバンクメールオーダーシステム

郵送のみで、口座開設や住所変更等が行えるサービスです。

※一部JAでお取り扱いができない場合があります。

JAバンクでは、災害等の発生により業務継続に支障が生じるような場合であっても、JAバンク基本方針および関連規定等に基づき、利用者に対し、基本的な金融サービスを継続して提供することとしており、JAバンク青森も、感染拡大防止対策を徹底し店舗営業を継続いたします。

緊急事態宣言が発令され、感染拡大を抑え込めるかどうかの分岐点を迎えておりますが、1日も早い終息を願い、この難局を乗り切りましょう。

JAバンク青森

絆 5 目次 CONTENTS

| | | | |
|-------------|---|--------|----|
| メッセージ | 1 | 経営の窓口 | 10 |
| フラッシュ | 2 | 組織農政通信 | 11 |
| インフォメーション | 4 | 輝き | 14 |
| 実践農業者支援 | 8 | 自慢の逸品 | 14 |
| 東北農政局通信あおもり | 9 | みりよく発信 | 15 |

フラッシュ

JA青森



JA青森中央営農センター竣工式（4/1）

JA青森は、青森市高田地区に新築した中央営農センターの竣工式を行い関係者24人が出席し、これからの地域農業の発展と作業の安全を祈願した。中央営農センターの完成で各店舗に分散していた担当職員を集約することで各業務を完結できるようになった。雪田徹組合長は「長年プレハブ店舗での営業をしていたが、組合員や地域の方が気軽に利用しやすい空間になっているのでどんどん利用してほしい」と述べた。

JAつがるにしきた



収穫目前 アスパラ目ぞろえ（4/15）

JAつがるにしきたつがる白神やさい・果実部会のアスパラ・そさい班は、鳴沢野菜センターでアスパラガスマ目ぞろえ会を開き、生産者約40人が出荷基準を確認した。同班は29人で41haを栽培。2020年産は総出荷数量105トン、販売目標金額9,450万円を目指す。

JAごしよつがる



野菜苗出荷始まる（4/15）

五所川原市太刀打地区にあるJAごしよつがるの育苗ハウスで、組合員へ出荷する野菜苗の育苗作業が続いている。

新型コロナウイルスの流行で暗いニュースが続く中、負けずに農業に励む農家へ6月ごろまで必要な時期に苗を引き渡せるよう調整しながら出荷する。

現在育てている苗は、メロン苗3万1千本、大玉トマト苗8,900本、ミニトマト苗6,700本、ネギ苗510枚で、4月下旬から6月上旬にかけて注文した生産者へ順次出荷する。

JAつがる弘前



リンゴの生育早まる 凍霜害に備え（4/10）

JAつがる弘前は、弘前南支店管内のリンゴ生産者を対象にりんごセミナーを開いた。主力品種であるふじの生育やこれからの時期に危惧される凍霜害の対策について説明した。同JA営農係の小竹輝人係長は「園地をこまめに観察して降雨前を基本とした適期薬剤散布で黒星病の発生を防ごう」と呼びかけるとともに霜が降りる可能性が高まると予測される時は、防霜資材や防霜ファンで対策をとるよう促した。

思いやり沢山おしゃれマスク（4/11）

JA相馬村の組合員、中嶋美保子さん（53）は、素材や着け心地にこだわった手作りマスクを同JA直売所「林檎の森」に出荷している。

中嶋さんは、「これから農作業が始まるのでマスクを作る時間は減ってしまうが、買ってくれる人の喜ぶ顔が見れるので、時間を見つけて改良しながら作っていきたい」と笑顔で話した。

中嶋さんのマスクは、「林檎の森」で、小さいサイズ350円、大きいサイズ380円（ともに税込）で販売している。

JA相馬村



JA津軽みらい



摘蕾とせん孔細菌病対策しっかりと（4/13）

JA津軽みらいも生産協議会は、平川市の葛西理人さんの園地でモモの栽培講習会を開いた。生産者30人が参加し、生育状況や今後の栽培管理、注意点などを確認した。

同JA黒石基幹グリーンセンターの藤田俊也営農指導主任は「重要病害の一つである「せん孔細菌病」は開花直前から落花40日後頃が重点防除時期となるため、薬剤による防除を徹底して行き、被害葉は見つけ次第切り取り処分する」よう呼び掛けた。

JA十和田おいらせ



感染防止を徹底 見える対策で意識も高める（4/21）

JA十和田おいらせは、本店と全9支店に、飛沫（ひまつ）による新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためのパネルを取り付けた。来店客と接する機会が多い金融と共済の窓口を設置。目に見える対策で、職員や来店客も感染予防に対する意識を高めていく。管内の十和田市でこれまで数人の感染者が確認されており、藤坂支店の金融窓口を訪れた60代女性は「多少の隔たりを感じるが、予防対策は良いこと」と理解を示す。



JAゆうき青森

観光業者、ながいも収穫支援（4/10）

県内の観光業者の従業員12名が4月8日からJA管内のながいも生産者の収穫作業を支援している。「お客様にその土地の『食』を知ってもらうことは観光業の大切な役割である。今回の支援を通じ学んだこと、感じたことをサービス向上につなげたい。」と話す。

JAおいらせ



生育に合わせたハウス内の温度管理注意を 水稲講習会（4/23）

JAおいらせは、六戸町産業課と上北地域県民局農業普及振興室三沢分室と合同の水稲現地指導会を六戸地区5カ所で開き、育苗の生育に合わせたハウス内の温度管理に注意を呼び掛けた。

生産者の育苗ハウスを見回りながら、今後の管理として日中の寒暖差によるハウス内の温度を換気で適正調整し、生育ステージに合わせた温度管理の徹底を呼び掛けた。

JA八戸



若手職員農作業体験（4/25）

JA八戸は、若手職員を対象にした農作業体験を行い、4月に入組した男性職員2人が参加した。

農業を経験したことがない職員が増えてきているため、管内で生産している農畜産物についての知識と尊さを身につけるため、4月からスタート。

体験した職員は「今までナガイモ掘りをしたことがなく、この体験をこれからの自分の知識にし、農協での職務に活かしていきたい」と感想を述べた。

食・農・地域の活性化を目指して

青森県JA女性組織協議会は4月20日、第66回通常総会を青森市の県農協会館で開いた。新型コロナウイルス感染防止のため、参加人数を1JA3名までに制限して開催。令和2年の活動計画や予算などの議案を承認した。

2年度は3カ年計画「JA女性 地域で輝け50万パワー☆」の実践2年度目として、仲間づくりやJA運営への参画に積極的に取組み、組織強化につなげる。また、伝統料理や県産農産物を使った料理教室の開催、女性組織活動の内外への情報発信を通じて、食・農・地域の活性化を目指す。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、需要が大きく減退している農産物の消費拡大に貢献するため、県産牛乳とアレンジフラワーを出席者に配った。

総会終了後のJA女性部長・支部長・事務局合同会議では、2年度の活動計画について地区ごとに話し合い、「農業ふれあい教室」活動や「女性部員数2倍運動」などに取組むこととした。



▲あいさつをする成田縫子会長

コロナに負けず有意義な活動を

青森県農協青年部協議会は4月21日、青森市で令和2年度通常総会を開いた。新型コロナウイルス感染防止のため規模を縮小し、書面決議での開催とした。元年度の活動報告や2年度の収支予算、活動計画について承認。JAおいらせ青年部の浪岡篤志さんを委員長に再任した。

2年度は、JA青年組織の存在意義と協同の力を発揮するため、各単位組織の連結強化と盟友の掘り起こし運動、JA運動へ積極的に参加する。また、地域農業の振興と豊かな未来の実現に向け、

地域農業振興計画等の実践や食料・農業を守る運動を展開する。

浪岡委員長は「新型コロナウイルスの関係で活動が制限されているが、今年度も皆さんと一緒に有意義な活動していきたい」と述べた。

副委員長も次の通り再任した。

▽平館龍徳（十和田おいらせ青年部）▽成田啓輔（つがる弘前青年部）



▲令和2年度役員

行事（5/10～6/10）

5月

- 12日 県参協定例会・通常総会（県農協会館）
- 15日 県女性協理事会（県農協会館）
- 26日 青森県農協農政対策常任委員会（県農協会館）
- 26日 定例理事会（県農協会館）
- 28日 資産査定基礎研修会（教育研修所）

6月

- 4日 人事労務研修会（教育研修所）
- 5日 次世代リーダー育成研修会（教育研修所）
- 5日 県青協役員会、青年部長・事務局合同会議（県農協会館）
- 8～9日 ATLAS消費税研修会（教育研修所）
- 9日 県下組合長会議（県農協会館）
- 9日 JA協議会通常総会（アップルパレス青森）
- 10日 県JA女性大会（県農協会館）

JAバンク青森 2019年度県域表彰

JAバンク青森では、新型コロナウイルス感染拡大の影響で「2020年度JAバンク青森推進大会」の開催を中止したことを受けて、「2019年度県域表彰」の表彰式を、上位入賞を果たしたJAで行った。

2019年度県域表彰は、農業融資、JAバンクローンおよびライフイベントセールスにおいて優秀な成績を収めたJA、ならびにライフイベントセールスで優秀な成績を収めた店舗を表彰するもの。

入賞JAおよび入賞店舗は次のとおり。

◎ 優績JA表彰

- 最優秀賞 JA十和田おいらせ
- 優秀賞 JAごしょつがる
- 奨励賞 JAつがる弘前



▲優績JA 最優秀賞を授与された竹ヶ原組合長(右)

◎ 優績店舗表彰

- 最優秀賞 JA十和田おいらせ 本店
- 優秀賞 JAつがる弘前 弘前北支店



▲優績店舗 最優秀賞を授与された竹内金融部長(中央)

- 奨励賞 JAおいらせ 本店
- 敢闘賞 JAつがる弘前 碓ヶ関支店
- 同 JAゆうき青森 本店
- 同 JA十和田おいらせ 十和田湖支店
- 同 JA津軽みらい 板柳支店
- 同 JA十和田おいらせ 藤坂支店
- 同 JAゆうき青森 天間林支店
- 同 JA津軽みらい 竹館支店

新型コロナウイルス感染症拡大にかかる 災害緊急資金の保証料を助成

JAバンク青森では、すでに新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、農畜産物の減収被害等に対応した災害緊急資金の取扱いを開始し、JAグループ青森が最大1.0%の利子助成を行っているが、本資金借入者の負担をさらに軽減することを目的に、農林中央金庫が以下の内容で保証料を助成する。

詳しくは、県内各JAまたは農林中央金庫青森支店まで。

【対象資金】

アグリマイティ資金（災害緊急資金）

【対象貸付時期】

令和2年4月1日～令和3年3月31日までに借入した資金（すでに借入した資金についても遡及適用する。）

【保証料助成率】

最大0.5%を助成

【助成対象期間】

短期資金：借入日から1年後の応当日まで
長期資金：借入日から5年後の応当日の前日まで

行事（5/10～6/10）

農林中央金庫

6月

5日 青森県JA信用担当部課長会議
(県農協会館)

農協電算センター

6月

9日 臨時取締役会（県農協会館）

いちごの新CM放映で消費拡大を

JA全農あおもりは青森県産いちごの消費拡大を目的に、新CMを作成。3月より県内で放映している。

赤いいちごを多く並べ、一目で「美味しさ」が伝わるデザインとした。5月末まで放映することとしている。

現在、最盛期を迎えている「冬春いちご」は、JA八戸やJA十和田おいらせで栽培されている。品種は、「とちおとめ」・「さちのか」など。

CMを作成した全農あおもり担当者は「スーパーでいちごを買うとき、県産のものを選んでもらえたら嬉しい」と話す。



▲いちご新CM

県農協会館に県産花きを展示

JA全農あおもりは4月16日から4月末まで、青森市の県農協会館に青森県産花きの展示をした。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、イベント自粛などの業務需要低迷に加え、国の緊急事態宣言による生花店の休業が相次ぎ、花き相場が下落している。これを受け、県産花きの需要喚起を図ろうと取り組みを始めた。他にも、青



▲県農協会館に花きを展示

森県や県農協会館内の関連団体でも展示した。

全農あおもりやさい部の平山智樹部長は「生産者が丹精込めて栽培した花きを多くの人に見てもらい需要喚起に繋がることを期待したい」と話した。

この取り組みは、(株)大田花きが農林水産省

の補助事業で行っている「花きの長期保管技術実証事業」を活用したもの。

花きの需要低迷は今後、長期化することが懸念されるため、全農あおもりでは県や花き卸売会社と連携しながら需要喚起に向け対策を講じることとしている。

新CMで土壌分析の推進を

JA全農あおもりは日本一健康な土づくり運動の一環で土壌分析を推進している。今回、土壌診断を推進するための新CMを作成。5月より放映している。

CMでは、土壌診断に基づく適正施肥で「高品質・安定生産・コスト低減」が可能であることをPRし、安全・安心な農産物の生産を呼びかけている。

CMを作成した全農あおもり担当者は「土壌診断をすることで、ほ場ごとの過不足成分が分かる。このCMで、診断をするきっかけになってもらえれば」と話す。



▲土づくり新CM

行事 (5 / 10 ~ 6 / 10)

5月
26日 運営委員会 (県農協会館)

ラッピングバス運行式

JA共済連青森は、交通事故未然防止活動の一環として、地域住民の交通安全思想の啓蒙を図ることを目的に、4月6日青森市交通部東部営業所にて令和2年度交通安全スローガンをテーマに掲げデザインしたJA共済ラッピングバスの運行式を行った。今回、ラッピングしたバス2台を活用し、「スマホより横断歩道の僕を見て」・「あおるよりゆるるあなたがかっこいい」・「見過ごすな信じて挙げた小さな手」・「あっあぶない！スマホに危険はうつらない」の交通安全のスローガンをカラフルなイラストを車体側面にラッピングして、歩行者の歩きスマホと危険運転の根絶を訴え、来年3月まで交通事故防止を呼びかける。

運行式で、JA共済連青森福士雅巳本部長は「地域の方々の交通安全に対する意識向上と交通事故の未然防止に貢献したい」とあいさつ。

運行の無事を祈って県警、県安全協会、青森市公営企業局、農協関係者らと共にテープカットが行われた。



▲運行式のテープカットを行う関係者

自転車交通安全教室

JA共済連青森は青森県警察本部と連携して、4月8日今別町立今別中学校、9日五戸町立川内中学校、15日黒石市立中郷中学校、16日泊町立中里中学校にて、「生徒向け自転車交通安全教室」を開催し、8日にJA青森の田中正輝常務、9日にJA八戸の小原良洋常務、15日にJA津軽みらいの田中究明常務、16日JAつがるにしきたの泉谷精司常務が開催にあたり挨拶した。

この教室では、スタントマンが交通ルールやマナー違反が交通事故を招く危険性があることを考えさせ、自転車交通ルールの理解と実践を呼びかけており、参加した生徒たちは、スタントマンによる交通事故場面の再現で、自転車運転中やトラックの内輪差での巻き込み事故を目の当たりにして、事故の恐ろしさを確認していた。

4校の生徒の代表は、「道路を自転車走行・歩行中には交通ルールに則って安全に生活するようにしたい」と言葉を述べ、交通安全への意識を新たにしていた。



▲スタントマンによる交通事故の実演の様子

文化支援活動クリアファイルの寄贈

JA共済連青森は4月14日、青森県庁にて文化支援活動および交通事故未然防止活動の一環として、県教育委員会を通してJA共済連青森主催の書道・交通安全ポスターコンクールの令和元年度最優秀作品をプリントしたクリアファイルを県内各小・中・特別支援学校に寄贈した。

この活動は、平成27年度から行っており、今年度も97,000部を寄贈した。

寄贈式では、JA共済連青森福士雅巳本部長から、青森県教育庁学校教育課長内修吾課長へ「ひとりでも多くの児童・生徒へ、文化支援活動として小・中学生の書写教育と交通安全思想を広めるために、日常的に使用してほしい」と手渡された。



▲県教育委員会へ寄贈を行った福士雅巳本部長

行事 (5/10~6/10)

5月
26日 運営委員会 (県農協会館)

実践 農業者支援

新型コロナウイルスの感染拡大への対応

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による入国制限等により、予定していた外国人技能実習生等が入国できない事態となっている。

県の情報では、令和2年3月30日現在、56名の実習生等が入国できないことが確認されており、受入れを予定していた一部農家からは、今後の労働力確保に不安の声が上がっている。

一方、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、本県においても、旅館業や飲食業を中心に営業自粛等による自宅待機や休職となる労働者の増加が懸念されている。

この状況を踏まえ、外国人材に代わる労働力を早期に確保する必要があることから、今回は、その対策について紹介する。

農業労働力確保緊急支援事業（国による事業）

【目的】

新型コロナウイルス感染拡大の影響による農業における人手不足の解消と農業生産の維持

【対策の概要】

① 即戦力人材による援農支援

他地域の農業従事者や地域の農業関係者など農業経験を有する人材が、人手不足となった農家等において農作業を実施（援農）する際の活動費を助成

② 多様な人材による援農・就農支援

ア. 他産業従事者や学生等の多様な人材が援農・就農する際の活動費を助成

イ. アの人材が、援農・就農の前後に研修機関や農家等において研修を受ける際の活動費を助成

③ 国内人材の呼び込み

J A や農家が、①及び②の人材を集めるため、民間の人材派遣サービス等を活用したマッチングの実施や情報発信を支援。

【具体的な支援内容】

事業実施については、令和2年度補正予算の成立が前提となるため、決定次第改めてお示しする

が、現段階では、

① 他地域の農業従事者、他産業従事者、学生等への支援内容としては、交通費、宿泊費（住居費）の助成

② 人手不足の産地への支援内容としては、かかり増し労賃、研修費、保険料等の助成が検討されている。特に、一部報道によれば、かかり増し労賃については、一人当たり500円程度を上限に、時給上乘せ補助金が検討されている。

農業労働力確保緊急対策事業（県による事業）

【対策の概要】

① ワンストップ窓口の設置

ア. あおもり農林業支援センターにワンストップの窓口を設置し、企業の経営主や労働者等からの相談に対応する。

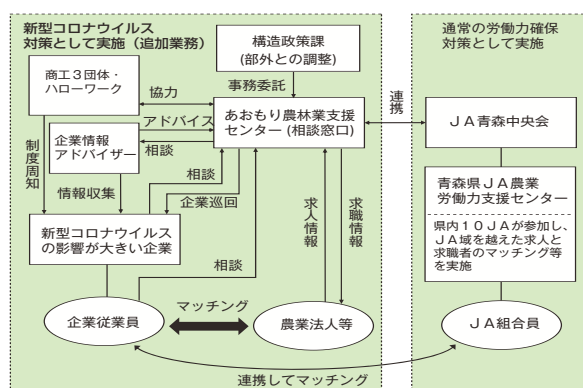
イ. J A グループや青森県農業法人協会等と連携して求人情報などを把握し、主に短期労働力のマッチングを推進する。

② 農業労働力確保に向けた営業活動

ア. 県内の企業情報に詳しい専門家を「企業情報アドバイザー」として選任のうえ、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい企業等の情報を収集する。

イ. この情報を踏まえて、あおもり農林業支援センターが企業を訪問し、余剰労働力の農業分野での受入れを推進する。

【事業展開のイメージ】



(中央会 農業対策部)

飼料用米の 生産拡大のお願い

農林水産省では、需要のある飼料用米や大豆・果樹等による水田農業の高収益化に向けて、引き続き、取組を推進していくこととしています。

特に、近年、作付けが減少傾向にある飼料用米については、実需の安定供給を図るため、多収品種の取組支援から複数年契約に基づく生産に対して1.2万円/10aを支援することに変更しました。したがって、主食用米品種で複数年契約に取り組む場合も支援の対象となります。

今後の主食用米の需給動向を見極めつつ、需要のある飼料用米等の生産拡大に向けて検討をお願いします。



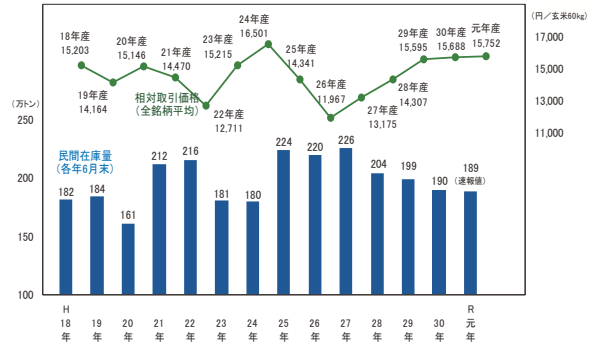
主食用米は毎年 需要が減少しています

国内産主食用米の需給について、毎年10万t需要が減少する中、主食用以外の用途や他の作物への転換が必要な状況となっています。

主食用米の需要量の推移



主食用米の需要量の推移



注：相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月（元年産は2年2月）までの通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている。

令和2年産主食用米の 作付け見込みは「前年並み傾向」

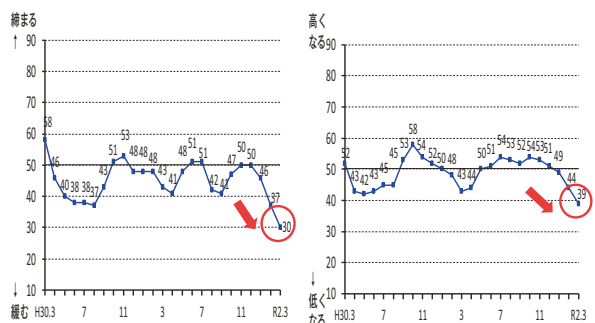
都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会からの聞き取りに基づき、2月末現在の都道府県段階の作付け意向を取りまとめました。

元年産実績との比較による各都道府県の主食用米の作付け意向は、増加傾向0県、「前年並み傾向」41県、減少傾向6県と見込まれており、このままでは、需給が緩み、米価水準が低くなるのではと懸念する声も聞かれるところです。

米取引関係者の判断

(D I 米穀機構による調査 (R2・3月調査))

令和2年1月以降、指数が「需給が緩む」「米価水準が低くなる」方向に急激に変化



資料：米穀機構「米取引関係者の判断に関する調査」

注：この資料は、米取引関係者へのアンケートを行い、回答者の判断や方向性を指数化（D I）したものです。指数は、50が中心。100に近いほど「締まる」「高くなる」ことを表します。

経営の窓口

新型コロナウイルスの感染拡大防止にともなう 総（代）会等の取扱いについて

1. はじめに

新型コロナウイルスについて、政府による緊急事態宣言が全都道府県へと拡大し、本県においても感染例が報告されるなか、感染拡大防止への一層の取組み強化はＪＡグループにおいても課題となっている。

その取組みとして、手洗い、咳エチケット等の徹底は勿論のこと、密閉・密集・密接いわゆる「三密」を避けることが重要であり、ＪＡでは今後開催する総（代）会等の運営について、感染リスクを回避するための配慮が求められる。

今回は、新型コロナウイルス感染拡大の中、ＪＡでの総（代）会等の運営について、どのような対応が考えられるか紹介する。

2. 総（代）会の運営について

(1) 開催時期の延期

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、招集通知の発出前であれば総（代）会を延期することが可能である。ＪＡの総（代）会は、農協法において定款の定めにより毎事業年度1回招集することが義務付けられ、定款上で特定の時期での開催を定めているのが通例であり、総（代）会の開催時期は定款によるＪＡの自治規定となっている。よって、天災等による極めて特殊な事情がある場合は、開催可能な状況になった後速やかに総（代）会を開催すれば、法令上も定款上も問題とはならない。

(2) 書面議決の制度を活用した場合の留意点

総（代）会の延期が困難な場合、考えられるのは定款に規定する書面議決制度を活用する総（代）会運営である。しかし、議決権行使は正組合員（総代）の権利であるため、書面議決に限定することはできず、「書面による総（代）会の開催について」等、正組合員（総代）の出欠を認めない旨の招集通知は、決議の取消原因になるため留意願いたい。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の一環として、招集通知等において正組合員（総代）に対し、会場への出席を控え書面による議決権の行使をお願いすることはできる。その場合においても、総（代）会当日は出席者が会議に参加できるような場所を会場に用意し、議長選出等を踏まえた最低限の正組合員（総代）の参加と、議事録の作成が必須である。

(3) その他の留意点

上記以外にも、事前に質問事項を取りまとめ、回答を配付することで議事の時間を短くし、総（代）会の時間を短縮することや、総（代）会当日、発熱や咳などの症状のある組合員に対し入場を断ることは、感染拡大防止の対応上やむを得ない対処として可能である。なお、このような措置を行う場合は、招集通知等に明記し組合員の理解を得る必要がある。

3. 理事会の運営について

理事会は、理事間の協議、意見交換により理事の知見を結集させることに重要な意味があるため、会議を開かず書面や持ち回りによる決議は出来ないとされる。

よって、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からの取組みとして考えられるのは、Web会議・電話会議方式による会議の開催である。会議が成立する要件として重要なのは「各理事の音声や画像が他の理事に伝わる即時性と、適時的確な意見表明が互いにできる双方向性」の2要件を確保することである。

4. 県内での対応について

現在ＪＡからは総（代）会開催・運営について、今回取り上げた内容以外の詳細な相談も本会へと寄せられている。本会としても新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる総（代）会運営は重要課題として認識し、対応を強化していく。新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の事態のなか、ＪＡにおいては総（代）会をはじめとした会議その他の開催について、苦慮する面が今後も増えると思われる。しかし、管内における組合員および役職員の健康と安全を守ることは、ＪＡ延いては地域社会を守るために重要な事であるため、今後も新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について、各ＪＡの積極的な取組みをお願いしたい。

(中央会 経営対策部)

組織農政通信

種苗法改正をめぐる情勢について

種子法廃止から2年、「種苗法の一部を改正する法律案」の審議が、4月下旬以降はじまる。

1. 種子法の廃止

国民の基礎的食料である米、麦、大豆の優良な種子の生産と普及を進めるために、国と都道府県の役割を定めた「主要農作物種子法」の廃止法が平成30年4月1日に施行された。

2. 農水省による検討会立上げ

(1) 平成31年3月、農林水産省は、優良品種の海外流出防止や品種の保護をはかるため、「優良品種の持続可能な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会」(以下、優良品種検討会)を設置した。

優良品種検討会では、海外への流出防止の観点から、登録品種(在来種や登録期間が切れた品種等の一般品種除く)における自家増殖の取扱いを検討したほか、権利侵害(育成者権者の許諾しない不当な種苗利用等)等に関する議論が計6回にわたり進められた。

(2) 検討会におけるJAグループ側からの意見陳述内容

- ① 種子法廃止で生産現場は不安と混乱。
- ② 登録品種と在来種など一般品種の区別が現場で誤解されており、政府の丁寧な説明が必要。
- ③ 特に現場では、外国企業による種子の支配、種子価格の引き上げが大きな懸念。

3. 自民党における種苗法改正の検討

自民党は、種苗法改正に向けた党としてのとりまとめを行うため、令和元年11月種苗法改正に関する検討ワーキングチームを設置し、農水省からの情勢報告、JAグループ・公設試験場・種苗業界からの有識者ヒアリング等計3回実施し、11月28日には、自民党の野菜・果樹・畑作物等対策委員会および農林部会において、「植物新品種の海外流出防止及び保護の強化についてのとりまとめ」を行った。

4. 種苗法の一部改正

(1) 自民党は令和2年2月18日、農林・食料戦略調査会、農林部会合同会議を開催し、昨年11月28日のとりまとめを踏まえた「種苗法の一部を改正する法律案」を合同会議として了承した。

(2) 「種苗法の一部を改正する法律案」は、3月3日に国会に提出され、4月下旬以降審議の見通しであるが、自民党政務調査会で「種苗法改正案と主要農作物種子法廃止に関するQ&A」を作成し、所属議員に配布している。

種苗法の一部を改正する法律案の概要

- 1. 育成者権者の意思に応じて海外流出防止等ができるようにするための措置
 - (1) 育成者権が及ばない範囲の特例の創設
 - ① 育成者の意図しない国へ輸出する行為や意図しない地域で栽培する行為について、育成者権を及ぼせるよう特例を設ける。
 - ② 輸出・栽培地域に係る制限の内容は農水省HPで公示し、登録品種である旨及び制限がある旨の表示も義務付ける。
 - (2) 自家増殖の見直し

育成者権の効力が及ぶ範囲の例外規定である、農業者が登録品種の収穫物の一部を次期収穫物の生産のために当該登録品種の種苗として用いる自家増殖は、育成者権者の許諾に基づき行うこととする。

※施行日は令和3年4月1日。登録品種の自家増殖に関する許諾制導入に関しては制度改正にかかる周知・現場対応を念頭に施行までにさらに1年を猶予。

種苗法改正案と主要農作物種子法廃止に関するQ & A（一部抜粋）

1. 種苗法改正関係

問1 廃止された種子法と種苗法の違いは何ですか。

- ① 「主要農作物種子法（以下、種子法）」と「種苗法」は、対象も目的も異なります。
- ② 対象は、種子法は稲、麦類、大豆のみ、種苗法は稲、麦類、大豆に加え、野菜や果樹など全ての植物です。
- ③ 目的は、種子法は都道府県による種子の増殖でした。種苗法は新たに開発された品種の知的財産権を守ることです。

問2 自家増殖は一律禁止になりますか。

- ① 法改正により自家増殖が許諾を受けて行うこととするのは、都道府県の試験場などが時間と費用をかけて開発した登録品種のみです。
- ② それ以外の品種は、従来と同様に自由に自家増殖が可能です。

※「自家増殖」とは、農業を営まれる方が収穫物の一部を次期作の種苗に用いること。「許諾」とは、品種を開発・登録して品種の権利を持つ者から、自家増殖を含め、品種の利用の了解を得ること。

問3 自家増殖が許諾制になると、生産コストや事務負担の増加につながるのではないですか。

- ① 法改正により、自家増殖に許諾が必要になれば、一部の登録品種では、許諾料が発生することも想定されます。

問4 種苗法を改正しても海外への持ち出しは止められないのではないですか。

- ① 法改正により、育成者権者が定める条件に反して海外へ種苗を持ち出す場合、流通の差止や損害賠償請求、また、刑事罰の対象となります。
- ② 海外流出したものについては、海外で差止や損害賠償請求ができるように、海外での品種登録を進めています。

問5 もしも、外資系企業に、農業者が今まで使っていた品種を登録されてしまった場合、農業者は高い許諾料を払うことになりませんか。

- ① 在来種はもちろん、1年以上流通している品種は品種登録できません。
- ② そのため、これらの品種について農業者が新たに許諾を受ける必要も、許諾料を払う必要もありません。

問6 今後、都道府県は許諾料の範囲でしか品種開発が出来なくなるのではないですか。

- ① 都道府県は、現在も許諾料だけでなく、国からの補助金や独自の農業予算をあてて、品種開発を行っています。法改正後もそのような状況は何ら変わりません。

2. 主要農作物種子法廃止関係

問1 主要農作物種子法廃止により、海外企業に種子が支配されてしまうのではないですか。

- ① 主要農作物種子法は、海外企業の参入とは全く無関係のため、法廃止により種子が支配されてしまうという懸念はあたりません。（主要農作物種子法には、そもそも海外企業の参入に関する定めは一切ありませんでした。）

問2 主要農作物種子法廃止後に都道府県が条例を制定しているのは、廃止が適切でなかったからではないですか。

- ① 都道府県で制定されている条例は、例えば種子法が対象としていた稲、麦類及び大豆以外に、イチゴやそばなどの作物も対象とするなど、地域の独自性を反映して制定されています。

5. JAグループの取組み

今後、法律案成立後、更なる制度の具体化、運用が焦点となることから、次の項目についてJAグループの考え方を整理し、対応を進める。

- (1) 種子法廃止にかかる事務次官通知の取扱い
- (2) 登録品種の自家増殖への許諾制導入に関する現場の負担軽減
- (3) 種苗法改正の趣旨など、生産現場への周知
- (4) 種子農家および種子生産施設等への支援等

種苗法改正に関するJAグループの考え方

令和2年3月
全国農業協同組合中央会

法案成立後の更なる制度の具体化、運用に関して、JAグループは、下記事項が十分措置される必要があると考える。

記

1. 種子法廃止にかかる事務次官通知の廃止

種子生産・供給における都道府県の役割後退、民間企業による種子独占等に関する生産現場の懸念払しょくに向けて、事務次官通知を廃止するとともに種子生産・供給における都道府県の果たす役割、地方交付税措置の十分な確保、都道府県における独自条例の位置づけ等を明らかにした新たな通知の発信が必要である。

※平成29年11月15日付「稲、麦類及び大豆の種子について」の農林水産事務次官通知

2. 登録品種の自家増殖への許諾制導入に関する現場の負担軽減

登録品種の自家増殖への許諾制導入に向けて、許諾料の発生にともなう生産者コスト増の懸念、JA等における許諾事務負担の軽減等が課題であり、可能な限りこれらの負担軽減をはかる観点から、法案成立後の更なる制度の具体化が必要である。

3. 種苗法改正の趣旨など、生産現場への周知

優良新品種の海外流出の防止をはかるとする種苗法改正の趣旨、登録品種の自家増殖における許諾制導入の必要性、種苗法の改正において関係者が留意すべき変更点等について、生産現場へのわかりやすい周知が必要である。

4. 種子農家および種子生産施設等への支援等

種苗法改正を契機に、現在大きな問題となっている高齢化する種子農家への支援のほか、老朽化した種子生産施設の補改修や公的機関での新品種開発等の支援を強化することが必要である。

また、新品種開発や優良新品種の海外流出防止、海外での品種登録等への十分な予算措置が必要である。

(中央会 農業対策部)



JA 共済連 青森県本部
管理部 管理総務G
工藤 ^{くどう} まどか さん

輝き

●プロフィール
2020年4月から勤務 青森市出身 23歳

— 働くきっかけは？ —

様々な企業を見ていく中で、相互扶助の理念や地元貢献する等の点に惹かれ、志望しました。

— 業務内容を教えてください。 —

経理に携っております。

— 働いた感想は？ —

まだまだ入口ではありますが、とても責任のある仕事だと感じております。

— 仕事をする上で、日頃心がけていることは？ —

業務の性質上、間違いのないように慎重さを心掛けております。

— 特技・趣味は？ —

技量はありませんが、イラストを描くことや動画を作ることが好きです。

— あなたが自慢できることは？ —

人より少しだけ健康な気がします。

— 将来の夢は？ —

日々の業務に早く慣れていきたいのもそうですが、人と話すのがとても緊張してしまうので、皆さんと落ち着いて話せるようになりたいです。

地元産だから安心、おいしい コクがあり、まろやか



好評の「手づくりとうふ」と「米みそ」を製造する作業員の
工藤さん（写真左）、齋藤さん（写真右）

JA十和田おいらせの十和田湖大豆加工所で製造する「手づくりとうふ」と「米みそ」は、地域住民に長年愛され続けている。

管内産の原料にこだわり、大豆は「おおすず」、味噌に入れる米は「まっしぐら」を使用する。2商品はコクがあって、まろやかな味わいが特徴だ。管内3カ所の直売所で販売するほか、組合員宅に定期配送している。

製造するのは作業員で十和田市内に住む工藤優子さん（43）と齋藤由布子さん（27）の二人。「手づくりとうふ」は、一昼夜浸した大豆を煮て濾し、にがりを加える。適温の豆乳ににがりを加えるタイミングが一番難しいと言う。工程のほとんどが手作業で、多いときで1日120丁（400グラム）作る。

昨年10月からパッケージを一新、内容量も購買ニーズに合わせて600グラムから400グラムに減らし価格も65円下げの1丁150円（税込）に抑えた。

「米みそ」づくりは2年がかりで、冬場に仕込む。毎年お盆過ぎに年に一度の「切り返し」作業をし、均一な味と色、まろやかな味わいを引き出す。1キロ648円で販売し、県外のリピーターも多い。

味と技術を受け継ぐ二人は「素材を生かした味わいを是非一度、食べてほしい」と話す。

問い合わせ先：①十和田やさい館 0176-25-6950 ②十和田湖支店直売所「ひまわり」 0176-72-2139

③道の駅奥入瀬口マンパーク 0176-72-3201

記事提供：JA十和田おいらせ



面積拡大と若い人材を確保し
地域の農地を維持
田舎館村大根子地区
浅利 進さん



将来の姿を語る浅利 進さん

「農業は自分にとって天職だと思っている」と話すのは、田舎館村大根子の浅利進さん（41）。「昔から農業には興味があったが、実際に作業をしてみると、やりがいと共に楽しさを感じた」と、農業を始めた当手を振り返る。

浅利さんは現在、農事組合法人大根子で農業機械オペレーターのリーダーを務めており、水稻と大豆の作付けや収穫、農薬散布など栽培に関わっている。最初は家のリンゴ栽培を行いながら同法人の農作業を手伝っていた。「手伝っているうちに農業機械の操作や、水稻や大豆の栽培の楽しさを知り、法人に所属して活動することを決意した。現在は法人の仕事をしなから家のリンゴ栽培も行っている」と話す。

浅利さんはトラクターやコンバイン、ブームスプレーヤーといった同法人が所有している農業機械をすべて操作することができ、農業機械による作業のほとんどを浅利さんが担っている。

また、自動車整備の経験があり、その時に習得した知識と技術を生かして安全に作業するための農業機械のメンテナンスを定期的に行うよう心掛けている。

今後について浅利さんは「地域の農地を保持していくのが自分の役割の一つであると考えている。法人の力を蓄えるために栽培面積の拡大と若い人材の確保・育成をし、今後も農業経営を継続していけるよう努めたい」と意気込みを話した。（日本農業新聞・青森県版4月9日掲載）

後編
記集

4月に入っても、新型コロナウイルス感染症の罹患者増は留まることを知らず、日本は落ち着く兆しが全く見えない状況が続いている。

国による緊急事態宣言の発令が全国に拡大されてから約2週間。都市部を中心に人口密着地域は、あの手この手の感染防止策を発表し、不要不急の外出抑制を住民に呼びかけてはいるが、法的拘束力等が無いため、今後も感染抑制の見通しは不透明の状況である。

世界的に感染者が多い米国、英国、イタリア、フランス、スペインなどでは、5月末までの外出

禁止令等が出されるなど、国によっては、違反した者に罰金が科せられるなど相当厳しい防止策が取られているが日本は、それに比べればまだまだ対策が甘いような気がする。一気に感染消滅につながるような対策が今こそ必要な気がする。

J Aグループ青森も緊急事態宣言を受けて、「出張・外勤・会食の禁止」「会議・研修の延期または開催断念」「県外への移動禁止」などの対応が出され、少なからずこの「絆」に影響が及ぶことが確実となっているが、創意工夫して毎月の発行継続に努めてまいりたい。（公）



ホームページアドレス

- J A青森中央会 <http://www.ja-aomori.or.jp/chuoukai/>
イベントの様子、歳時記、産直・J A情報などをご覧いただけます。
- J Aバンク青森 <http://aomori.jabank.org/>
商品・サービスのご案内のほか、マネーセッションや全国のJ Aバンクへのリンク等をご覧いただけます。
- J A全農あおもり <http://www.am.zennoh.or.jp/>
生産量日本一のりんご・にんにく・ごぼうをはじめとした農畜産物情報や活動状況、中古農機情報を紹介しております。
- J A共済連青森 <http://www.jakyosai-aomori.jp>
J A共済のご案内のほか、地域貢献活動の取組みを紹介しております。

「食」と「農」 都市と農村 つなげる紙面

役立つ、得する、
楽しい情報が満載

●購読のお申し込みは **JA** へ
購読料 1カ月 2,623円(税込)

THE JAPAN AGRICULTURAL NEWS
日本農業新聞
<https://www.agrinews.co.jp>

知る、活かす、つなぐ～JAグループ情報共有運動



"Ienohikari"
家の光

5月号で

は創刊**95**周年

これからも JAと地域のみなさんの役に立つ
食と農の耳寄り情報をお届けしてまいります!

いま
“知りたい”



暮らしの旬のテーマを取り上げます

創刊95周年記念

今年の5・9・12・1月号は、別冊付録2冊付き!



食と農 暮らし 協 同 家 族

お申し込みはお近くのJA本・支店(所)へ

家の光

定価(税込) ●普通月号 629円
●付録月号(1・4・5・7・9月号)922円
●家計簿付き12月号 1,027円

JAグループ 家の光協会
〒162-8448 東京都新宿区市谷船河原町 11
TEL.03-3266-9039 <http://www.ienohikari.net>

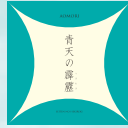


年6回は
別冊付録付き





つがるロマン
TSUGARU ROMAN



青天の霹靂
SEITEN NO HEKIREKI



まっしぐら
MASSHIGURA



青森から3つの「美味しい!!」

青森米本部
aomori-komehonbu.gr.jp



©やなせたかし

大切な記念日に、お友達へのプレゼントに、
大会イベントの景品に、永年勤続表彰に。
次の新しい旅のために、

**Nツアー旅行券を
是非ご利用ください!**

Nツアー旅行券は、
農協観光各支店にてご購入・ご利用いただけます。

 株式会社 農協観光

Nツアー旅行券は
1,000円券、5,000円券、10,000円券
がございます。

※Nツアー旅行券にはご利用期限はございません。

Nツアー旅行券のご利用方法について

Nツアー旅行券は、全国の農協観光各支店で、Nツアーで行く国内・海外旅行、各種クーポン券（旅館券・ホテル券・船車券・観光券）、航空券（国内線・国際線）やJR券（乗車券・特急券など）等のご購入にご利用いただけます。

ご案内

1. 当社の支店において、お客様のご希望されるご旅行に必要な各種乗車券、クーポン券類とお引換えいたします。
所在地等店舗情報は弊社ホームページ（<https://ntour.jp>）をご覧ください。
2. 宿泊施設、運輸機関等に直接提示し使用することはできません。
3. 現金とのお引換えはできません。
4. JR回数券類、外国通貨、旅行小切手類、商品券類、保険、印紙、証紙、切手、その他プリペイドカード類とはお引換えできません。
5. 旅行券の券面金額未済のクーポン券類とのお引換えの場合、残金（つり銭）のお支払はできません。
6. 旅行券で購入したことを示す「商制」を券面に押印（記入）することがあります。
7. 旅行券でクーポン券類（「商制」表示のある券含む）とお引換え後に払戻す場合は、クーポン券類の発行箇所でのお取り扱いとなり、1,000円以上は旅行券で、1,000円未満は現金にてお返しいたします。
8. 盗難、紛失または焼失等に対して当社はその責を負いません。
9. 旅行券のご利用期限はありませんが、発行所印のないものは無効です。また汚損し、記入事項の判断不能のものは無効です。

作品介绍

●令和元年度 「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクール（図画部門）



■優秀賞（図画部門第一部）
「お米がそだつてよかった」
青森市立長島小学校
2年 古木蒼也



■優秀賞（図画部門第一部）
「夏休みのお昼ごはん」
十和田市立南小学校
2年 田嶋望空